

第9回芳賀町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年9月22日（月） 午後4時00分

2. 開催場所 芳賀町役場 3階 中会議室

3. 出席委員

農 業 委 員	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員
1 番 小林 広美	岩崎 進 岡田 毅
2 番 大根田 源一	手塚 孝夫 荒井 昭雄
3 番 酒井 和夫	直井 純一 阿久津 正好
4 番 黒崎 浩	小林 康男
5 番 黒崎 陽子	黒崎 文雄
6 番 綱川 祥史	大林 厚雄
7 番 岩村 隆	鈴木 省一
8 番 小林 芳晴	菊地 方敏
9 番 阿久津 信市	
10 番 小林 峰子	
11 番 黒崎 俊行	

4. 欠席農業委員 0人

5. 出席農業委員会事務局職員

事務局長	大塚 英樹
事務局係長	中澤 美智子
主任主査	大岡 久美子
主事	坂本 汐里
公社係長	水沼 和子

6. 議事日程

議案第37号	農地の所有権移転許可申請に対する許可可否について
議案第38号	農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について
議案第39号	農用地利用集積等促進計画作成の要請について
報告第7号	農地転用届出の受理について
報告第8号	農地法施行規則第29条第1号該当証明について
報告第9号	農地法第18条の解約通知について

令和7年第9回農業委員会 総会

○開会	
議長	ただ今から、令和7年第9回芳賀町農業委員会総会を開会いたします。 ただ今の出席委員は11人です。定足数に達していますので、ただちに本日の会議を開きます。 議事録署名委員の指名を行います。本総会の議事録署名委員は、1番 小林 広美委員、2番 大根田 源一委員を指名したいと思いますが、よろしいですか。
委員	(異議なしの声あり)
議長	異議がないようですので、議事録署名委員は、両委員に決定いたしました。
○議案第37号	
議長	それでは、ただ今から、議案第37号「農地の所有権移転許可申請に対する許可可否について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第37号「農地の所有権移転許可申請に対する許可可否について」 次のとおり農地法第3条の規定に基づく農地の所有権移転許可申請があったので、その許可可否について審議するものとする。 【議案第37号 所有権移転許可申請 16・17番について説明】
議長	以上で事務局の説明を終わります。 続いて担当地区委員および推進委員の意見を求めます。 16番について芳志戸地区 黒崎 文雄推進委員お願いします。
芳志戸地区 推進委員	はい、芳志戸の黒崎です。議案第37号の16番についてご説明申し上げます。 譲受人の■くんは■の社長の■さんです。何ら問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。
議長	9番 阿久津 信市委員、他に意見があればお願いします。
9番委員	はい。9番の阿久津です。ただ今黒崎推進委員さんが説明された通り、従来から■さんがこの場所を耕作しているということで問題ないと思いますので、委員の皆様の慎重なる審議をよろしくお願いします。
議長	17番について東高橋地区 荒井 昭雄推進委員お願いします。
東高橋 地区	東高橋の荒井です。議案第37号17番の所有権移転許可申請についてご説明申し上げます。付属資料の3、4ページをご覧ください。 譲渡人の■さんは■在住で、遠距離のために今まで■さんに家庭菜園用として任せていましたが、今後使用する予定がないことから売却を検討し、■さんに話したところ合意に至ったようです。 ■さんは今後も家庭菜園として継続して使う予定になっております。問題はないかと思われしますが、皆様方の慎重なご審議よろしく願いします。
議長	10番 小林 峰子委員、他に意見があればお願いします。
10番委員	はい、10番の小林です。ただいま荒井推進委員さんの説明の通り、元々の耕作者ということで何ら問題はないと思います。皆様の慎重なご審議よろしく願いいたします。
議長	以上で、担当地区委員および推進委員の意見を終わります。 次に質疑に入ります。質疑はありませんか。
委員	(質疑なし)

議長	質疑がないようですので、質疑を終わります。 続いて採決に入ります。 議案第３７号について、原案のとおり許可することに賛成の委員は起立願います。
委員	(全員起立)
議長	起立全員であります。よって、議案第３７号は原案のとおり許可することで決定いたしました。
○議案第３８号	
議長	つづきまして、議案第３８号「農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について」を議題といたします。 ここで、農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、５番 黒崎 陽子委員、６番 綱川 祥史委員が退席となります。 (黒崎委員、綱川委員 退席)
議長	事務局の説明を求めます。
事務局	議案第３８号「農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について」 次のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づき、町から意見の決定を求められたので、審議するものとする。 次の３ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画総括表、公告予定年月日 令和７年１０月２４日、利用権設定等の面積２４０,６１５.８５平方メートル、令和７年中の累計５７４,１０８.８５平方メートル、詳細は次の４ページから９ページに掲載の合計３５件となります。お目通しをお願いします。以上です。
議長	以上で事務局の説明を終わります。 それではただいまから３分間、お目通しをお願いいたします。
委員	(審査)
議長	審査を終わります。 続いて推進委員の意見を求めます。意見はありますか。
委員	(意見なし)
議長	意見がないようですので、次に質疑に入ります。質疑はありますか。
１番委員	はい。
議長	１番、小林委員。
１番委員	１番小林です。確認ですが、備考のところに町平均賃借料とありますが、金納の場合、平均賃借料の１０アールあたり１３,０００円を公社の方から自動的に支払われるということでしょうか。
事務局	はい。事務局よりご説明させていただきます。 賃借料につきましては前年の賃借料契約の平均を基に、金納および物納それぞれの平均を事務局で算出しまして、県公社の方に毎年報告しております。それに基づいて、１２月に耕作者様の口座から公社の方で引き落とし、その引き落した分を同月１２月下旬に地主の方にお振込みするという形になっております。以上です。
１番委員	はい。それにつきまして、ＪＡは概算金を今年は３１,０００円と高騰しておりますが、農業委員会事務局としては何の方策も講じないということでしょうか。

事務局	はい、契約は地主の方と耕作者の方が二者間の合意のもとに契約しているものでありまして、契約期間内の契約につきましては、事務局の方で何か契約変更を促すというようなことは行っておりません。
1 番委員	これが重要なことですが、このようなことを解消するには、賃借料の更新手続きを各々合意の上で、変更契約を締結すれば、また変えられるということによろしいですね。
事務局	はい、小林委員のおっしゃるとおりでありまして、二者間の合意のもとに変更契約をするのであれば、可能でございます。ただですね、県の公社の締め切りといたしましては、金納から物納に変更するですとか、金納か物納かをその年によって変える場合の締め切りについては、本年ですと6月末が必着となっております。 また、金額の変更のみにつきましては、8月末が変更の契約の必着ということで県の公社の方で定めておりますので、そちらに間に合えばその年からの契約が変更可能となっております。以上です。
1 番委員	了解しました。
議長	他に質疑はありませんか。
3 番委員	はい。
議長	3 番、酒井委員。
3 番委員	7 3 番、7 4 番について確認ですが、水田として利用するにあたって面積の割には10アール当たりの単価がかなり高いようですが、なにか理由がありますか。
事務局	はい。こちら73番、74番については従前どおり、この金額での契約を引き続き行いたいということでお話を伺っているところです。ちなみに73番につきましては全部で6,500円、74番については全部で15,000円というのが、その面積に対しての合計金額になります。 それぞれの面積に対して、286平米で10アールあたりですと22,000円を超えますが、町公社の方で相談を受ける際にもこちらの金額でよろしいですかということは確認しましたが、以前からこの金額だったのでこれで継続しますという回答でした。
議長	酒井委員、よろしいですか。
3 番委員	わかりました。
議長	他に質疑はありませんか。
4 番委員	はい、4番黒崎です。60番、84番についてです。 現況地目利用の内容が水田、設定する利用権の種類が使用賃借権になっております。これはどういことでしょうか。
事務局	60番と84番につきましても再設定の契約になっておりまして、以前からそれぞれ■さん、■さんが耕作をされていて、従前から使用貸借で無償で貸すという契約をなさっていた形です。それで今回も無償の契約でということでお話を伺っております。
4 番委員	わかりました。
議長	他に質疑はありませんか。
委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、質疑を終わります。 続いて採決に入ります。 議案第38号について、原案に対し意見なしとすることに賛成の委員は起立願います。

委員	(全員起立)
議長	起立全員であります。よって、議案第３８号は意見なしと決定いたしました。 黒崎委員、綱川委員の入場をお願いします。 (黒崎委員、綱川委員 着席)
○議案第３９号 議長	つづきまして、議案第３９号「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第３９号「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」 次のとおり農用地等の売渡し及び買受けの申出があったので、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し農用地利用集積等促進計画の作成を要請することについて審議するものとする。 詳細につきましては、次の１１ページ記載の１件となります。お目通しをお願いいたします。以上です。
議長	以上で、事務局の説明を終わります。１件ですので、審査時間を取らないで進めたいと思います。 推進委員の意見を求めます。意見はありませんか。
委員	(意見なし)
議長	意見がないようですので、次に質疑に入ります。質疑はありませんか。
委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、質疑を終わります。 続いて採決に入ります。 議案第３９号について、原案のとおり要請することに賛成の委員は起立願います。
委員	(全員起立)
議長	起立全員であります。よって、議案第３９号は原案のとおり要請することに決定いたしました。
○報告第７号 議長	つづきまして、報告第７号「農地の転用届出の受理について」を報告いたします。事務局の朗読をお願いします。
事務局	報告第７号「農地の転用届出の受理について」 次のとおり農地法第５条の規定に基づく、農地の転用届出を受理したので報告する。 詳細につきましては１２ページに記載の３件となります。お目通しをお願いいたします。以上です。
○報告第８号 議長	つづきまして、報告第８号「農地法施行規則第２９条第１号該当証明について」を報告いたします。事務局の朗読をお願いします。
事務局	報告第８号「農地法施行規則第２９条第１号該当証明について」 次のとおり農地法施行規則第２９条第１号の規定に該当する農地転用であることを証明したので報告する。 詳細につきましては１３ページに記載の１件になります。お目通しをお願いいたします。以上です。

○報告第 9 号	
議長	つづきまして、報告第 9 号「農地法第 1 8 条の解約通知について」を報告いたします。 事務局の朗読をお願いします。
事務局	報告第 9 号「農地法第 1 8 条の解約通知について」 次のとおり農地法第 1 8 条の規定に基づく、農地の賃貸借契約の解約通知があったので報告する。 詳細につきましては 1 4 ページに記載の 3 件となります。お目通しをお願いいたします。以上です。
議長	これで、今総会に付された案件の審議は、すべて終了いたしました。 これをもって、令和 7 年第 9 回芳賀町農業委員会総会を閉会いたします。おつかれさまでした。
	(閉会午後 4 時 3 0 分)